

平成27年 3月10日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

附加給付等の変更に係る周知について（依頼）

日ごろから、当共済組合の事業運営に関し、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月1日から当共済組合の附加給付等が下記のとおり変更となることにつきましては、既に広報を行っているところですが、組合員に対する理解を深めるため、改めてご周知をお願いします。

記

1. 結婚手当金の廃止について

結婚手当金については、平成26年4月1日に8万円から4万円となり、**平成26年度末で廃止**となります。

※請求は事実発生日の翌日から2年間を行うことができます。

2. 一部負担金払戻金等に係る上位所得者区分の新設について

**平成27年4月の診療分**から、一部負担金払戻金および家族療養費附加金に上位所得者区分を新設し、上位所得者区分（給料月額424,000円以上）に該当する場合の一部負担金払戻金および家族療養費附加金の自己負担限度額が**50,000円**になり、合算高額療養費附加金の自己負担限度額が**100,000円**になります。

なお、上位所得者以外の方についての変更はなく自己負担限度額は25,000円です。

3. 直営病院における組合員等の窓口負担額の変更について

平成27年4月から附加給付の自己負担限度額が組合員の所得に応じて2段階となります（上記2のとおり）が、直営病院窓口では組合員の所得を確認できないことから、**平成27年4月の診療分**から高額療養費及び附加給付に係る現物給付の取り扱いが廃止されます。

現在、窓口負担上限額が25,000円ですが、**平成27年4月の診療分**から総医療費の3割（6歳未満の者は2割、70歳以上の者は2割（軽減対象者は1割、現役並み所得者は3割））となります。

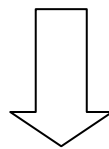
高知県教育委員会事務局教職員・福利課内  
公立学校共済組合高知支部

<「2. 一部負担金払戻金等に係る上位所得者区分の新設について」の例>

組合員（上位所得者）の医療費が20万円だった場合

【平成27年4月以前受診】

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 医療機関窓口で支払            | 「療養の給付」<br>共済組合から医療機関へ直接給付 |
| 60,000円<br>(3割)      | 140,000円<br>(7割)           |
|                      |                            |
| 自己負担限度額<br>(最終自己負担額) | 「一部負担金払戻金」<br>共済組合から組合員へ給付 |
| 25,000円              | 35,000円                    |



【平成27年4月以降受診】

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 医療機関窓口で支払            | 「療養の給付」<br>共済組合から医療機関へ直接給付 |
| 60,000円<br>(3割)      | 140,000円<br>(7割)           |
|                      |                            |
| 自己負担限度額<br>(最終自己負担額) | 「一部負担金払戻金」<br>共済組合から組合員へ給付 |
| 50,000円              | 10,000円                    |

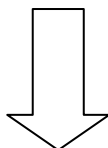
※上位所得者以外の方について変更はありません。(自己負担限度額25,000円)

<「3. 直営病院における組合員等の窓口負担額の変更について」の例>

組合員の医療費が20万円だった場合

【平成27年4月以前受診】

| 直営病院窓口支払分 | 「一部負担金払戻金」      | 「療養の給付」      |
|-----------|-----------------|--------------|
|           | 共済組合から直営病院へ直接給付 |              |
| 25,000円   | 35,000円         | 140,000円（7割） |



【平成27年4月以降受診】

（上位所得者以外）

| 直営病院窓口支払分            | 共済組合から直営病院へ直接給付            |
|----------------------|----------------------------|
| 60,000円<br>（3割）      | 140,000円<br>（7割）           |
|                      |                            |
| 自己負担限度額<br>（最終自己負担額） | 「一部負担金払戻金」<br>共済組合から組合員へ給付 |
| 25,000円              | 35,000円                    |

（上位所得者）

| 直営病院窓口支払分            | 共済組合から直営病院へ直接給付            |
|----------------------|----------------------------|
| 60,000円<br>（3割）      | 140,000円<br>（7割）           |
|                      |                            |
| 自己負担限度額<br>（最終自己負担額） | 「一部負担金払戻金」<br>共済組合から組合員へ給付 |
| 50,000円              | 10,000円                    |